

2 過去の事例

(1) 再販売価格の拘束事件に関する最近の法的措置事例

件 名 (公表年月日)	内 容
令和元年（措）第5号 コンビ株式会社に対する件 (令和元年7月24日)	遅くとも平成27年1月頃以降、コンビ株式会社が販売するベビーカー、チャイルドシート及びゆりかごのうち、「ホワイトレーベル」と称するブランドが付された商品（以下「ホワイトレーベル商品」という。）を同社が定める「提案売価」等と称する価格（以下「提案売価」という。）で販売する旨に同意した小売業者に自ら又は取引先卸売業者を通じてホワイトレーベル商品を販売することにより、小売業者にホワイトレーベル商品を提案売価で販売するようにさせていた。
令和元年（措）第3号 アップリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社に対する件 (令和元年7月1日)	遅くとも平成28年5月頃以降、次の行為を行うことにより、小売業者にアップリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社の育児用品を同社が定める「提案売価」等と称する価格（以下「提案売価」という。）で販売するようにさせていた。 ① 提案売価を下回る販売価格（以下「逸脱売価」という。）で販売している又は販売しようとしている小売業者を把握するため、次の行為を行っていた。 ア 小売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。 イ 小売業者のチラシの配布に先立ち、当該チラシに掲載される販売価格を自ら確認し又は取引先卸売業者をして確認させていた。 ウ 取引先卸売業者及び小売業者から、逸脱売価で販売している小売業者に関する苦情を受け付けていた。 ② 前記①の行為により、逸脱売価で販売している又は販売しようとしていることが判明した小売業者に、提案売価で販売するよう、自ら要請を行い又は取引先卸売業者をして要請を行わせていた。 ③ 前記②の要請にもかかわらず、逸脱売価で販売し続ける小売業者に対しては、出荷を停止し、又は取引先卸売業者をして当該小売業者に対する出荷を停止させるなどしていた。
平成28年（措）第7号 コールマンジャパン株式会社に対する件 (平成28年6月15日)	キャンプ用品の実店舗における販売又はインターネットを利用した販売に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者から、次の販売ルールに従って販売する旨の同意を得て、当該小売業者に当該販売ルールに従って販売するようにさせていた。 ① キャンプ用品ごとに定める下限の価格以上の価格で販売すること。 ② 割引販売は、他社の商品を含めた全ての商品を対象として実施する場合又は実店舗における在庫処分を目的として、コールマンジャパン株式会社が指定する日以降、チラシ広告を行わずに、一部の商品を除いて実施する場合に限り行うこと。

(2) 確約手続に関する最近の事例

件 名 (公表年月日)	内容
令和４年（認）第２号 及び第３号 アメアスポーツジャパン株式会社及びウイルソン・スポーツ・グッズ・カンパニーに対する件 (令和４年３月２５日)	公正取引委員会は、アメアスポーツジャパン株式会社（以下「アメアジャパン」という。）及びウイルソン・スポーツ・グッズ・カンパニー（以下「ウイルソン」という。）に対し、同社らの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社らから、それぞれ、確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ウイルソンの子会社であるアメアジャパンは、遅くとも平成２８年９月頃以降、令和２年９月までの間、ウイルソンが正規に製造し、ウイルソン又はウイルソンの属する企業グループに属する事業者（アメアジャパンを含む。）を通じて販売される、硬式テニス用テニスラケットの一種であって、上級者向けであるウイルソン製のパフォーマンステニスラケット（以下「本件テニスラケット」という。）を、国外の正規の販売業者から輸入した本件テニスラケット（以下「並行輸入品」という。）を取り扱う輸入販売業者（以下「並行輸入業者」という。）から入手し、これに貼付されたホログラムシールの情報をウイルソンに連絡するとともに、連絡した情報から当該並行輸入品を当該並行輸入業者に販売した国外の正規の販売業者を特定した上で当該国外の正規の販売業者が並行輸入業者へ本件テニスラケットを販売しないようにさせることをウイルソンに求め、これを受け、ウイルソンは、本件テニスラケットをウイルソンが指定した販売地域外に販売することができない旨定めた書面に基づくなどして、特定した国外の正規の販売業者に対し、並行輸入業者に本件テニスラケットを販売しないよう警告していた。
令和４年（認）第１号 Booking.com B.V. に対する件 (令和４年３月１６日)	公正取引委員会は、Booking.com B.V. に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ Booking.com B.V. は、自らが運営する「Booking.com」と称する宿泊予約サイト（以下「Booking.com サイト」という。）に我が国所在の宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者（以下「宿泊施設運営業者」という。）との間で締結する契約において、Booking.com サイトに宿泊施設運営業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件（ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。）を定めるとともに、宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国においてBooking.com B.V. に対する支援業務を行うBooking.com Japan株式会社をして要請させている。

件 名 (公表年月日)	内 容
令和3年（認）第2号 日本アルコン株式会社 に対する件 (令和3年3月26日)	公正取引委員会は、日本アルコン株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ① 日本アルコン株式会社は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ、二週間頻回交換コンタクトレンズ及び一か月定期交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。 ② 日本アルコン株式会社は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ、二週間頻回交換コンタクトレンズ及び一か月定期交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。
令和3年（認）第1号 ビー・エム・ダブリュ株式会社 に対する件 (令和3年3月12日)	公正取引委員会は、ビー・エム・ダブリュ株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ ビー・エム・ダブリュ株式会社は、継続的に取引しているディーラーのうちの大部分のディーラーに対し、BMW新車について、当該ディーラーのこれまでの販売実績等からみて当該ディーラーが到底達成することができない販売計画台数案を策定し、当該ディーラーとの間で十分に協議することなく販売計画台数を合意させるとともに、当該販売計画台数を達成させるために、当該ディーラーがBMW新車を販売する上で必要となる事業用車両の台数を超えてBMW新車を当該ディーラーの名義で新規登録することを要請していた。
令和2年（認）第5号 株式会社シードに対する件 (令和2年11月12日)	公正取引委員会は、株式会社シードに対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ① 株式会社シードは、自社の「Pureシリーズ」と称する一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。 ② 株式会社シードは、自社の「Pureシリーズ」と称する一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

【定義】

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
一～三 （略）

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者これを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

五～六 （略）

【不公正な取引方法の禁止】

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

【確約手続に係る通知】

第四十八条の二 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となつた行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項（第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

一 当該行為の概要

二 違反する疑いのある法令の条項

三 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

【排除措置計画に係る認定の申請、認定、申請の却下、計画変更に係る認定】

第四十八条の三 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第四十八条の五までにおいて「排除措置」という。）に関する計画（以下この条及び第四十八条の五において「排除措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

② 排除措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 排除措置の内容

二 排除措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

③ 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであること。

二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

④～⑨ （略）

〔排除措置計画に係る認定の効果〕

第四十八条の四 第七条第一項及び第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の九第一項及び第二項、第八条の二第一項及び第三項、第十七条の二、第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。次条、第六十五条、第六十八条第一項及び第七十六条第二項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による決定があつた場合は、この限りでない。

〔排除措置計画に係る認定の取消し〕

第四十八条の五 公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定で、第四十八条の三第三項の認定を取り消さなければならない。

- 一 第四十八条の三第三項の認定を受けた排除措置計画に従つて排除措置が実施されていないと認めるとき。
- 二 第四十八条の三第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

②～④ （略）